

研究をおもしろく、
わかりやすく！

2020年10月26日

発行：研究・イノベーション推進機構

https://www.innovation.hirosaki-u.ac.jp/

研究成果をどう生かす?! 特許とは？

◆特許とは◆

新聞やニュースで「特許」という言葉をよく目にします。

この特許というのは、画期的な発明をした発明者に対して、その発明を公開する代わりに、一定期間、その発明を独占的に使用することができる権利（特許権）を国が与え、モチベーションアップを図るものです。

スマートフォンなどの電気製品や車など身の周りのあらゆる製品に、この特許が使われています。近年ではノベル賞で話題となった発光ダイオード、iPS細胞、オプジーボなどがあります。

発明を保護する目的は「産業を発達させる」という点にあります。発明者が独占できる期間が過ぎれば、皆が使えるようにして産業を発展させることが特許制度の目的です。特許権が永久に存続すると、世の中が「特許権だらけ」になり、何をやるにも他人の特許権を侵害してしまい、産業の発展が阻害されてしまいます。

そこで、特許権の権利期間は「原則20年」として、「特定の人」の利益と「社会全体」の利益のバランスを取るようになっています。

特許を受けることのできる発明

- ・客観的に新しいもの
(新規性)
- ・容易に考え出せる
ものではないもの
(進歩性)
- ・産業として
実施できるもの
(産業上利用性)
【特許法第29条】

特許になる
発明

新規性

進歩性

産業上
利用性

その他の特許要件

- ・他人より先に出願すること(先願)【特許法第39条】
- ・出願書類の記載が適切であること(記載要件)【特許法第35条】
- ・特許を受ける権利を有する者が出願すること(主体的要件)【特許法第29条、他】……

◆特許権となる発明とは—発明の定義—◆

特許法では、発明を「自然法則を利用した技術的思想のうち高度のもの」と定義しています。

「自然法則」とは自然界において経験的に見出される科学的な法則をいい、発明の効果を反復して同一の効果を得られることを示しています。

「技術的思想の創作」とは、解決すべき課題を達成するために、第三者が実施可能で、かつ伝達可能な具体的手段が用いられていることを示しています。

これらを満たしたうえで、新しい何かを生み出し、かつ高度であること、さらに、特許となるには「新規性」「進歩性」が求められます。



研究・イノベーション推進機構では、発明に関すること、研究契約の事務手続き等について随時相談を受け付けています。
相談から特許権取得までの流れは[こちら](#)(←Click)。

また、学内限定で「知的財産取扱いの手引き」(←Click)も公開中です。
これまで「知的財産」にあまり馴染みのなかった方も、気軽に読んでみてくださいね！

手続きは
お早めに！



身近な特許製品

モンカフェ (片岡物産株式会社)
「特許1504090号, 特許5575013号」



お馴染みのモンカフェのドリップコーヒーにも実は特許があります。モンカフェはインスタントコーヒーの手軽さでレギュラーコーヒーの味わいを楽しむというコンセプトで作られました。

従来、コーヒー粉末からドリップコーヒーを作るときには、コーヒーメーカー等が必要であったため、熱湯を注ぐだけのインスタントコーヒーに比べ、簡便でないという課題がありました。

発明の特徴は上からお湯を注ぐドリップ方式をコーヒーカップの上で再現したところにあります。

コーヒー粉末が収められたフィルターやホルダーの構造をたくさん発明し、これについて特許を取得しています。ブランド保護のため、実用新案・商標登録もしています。



引用：片岡物産(株)のHPより